

## 大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞利用に関する申合せ

第1条 大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞利用内規第7条の規定に基づき、研究用風洞利用者負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 利用者負担金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工学研究科に所属する研究者のグループが使用する場合には、風洞を稼働（運転）した日（以下「稼働日」という。）は、1日につき1万6千円とし、稼働はせず準備等の作業を行った日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下「非稼働日」という。）は、1日につき2千円とする。
- (2) 他部局に所属する研究者のグループの場合は、稼働日及び非稼働日に関わらず、1日につき4万8千円とする。
- (3) 他大学に所属する研究者のグループの場合は、稼働日及び非稼働日に関わらず、1日につき6万6千円とする。
- (4) 学外の研究者のグループの場合は、稼働日及び非稼働日に関わらず、1日につき11万円とする。

第3条 業務依頼負担金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工学研究科に所属する研究者のグループの場合は、1時間につき1千6百円とする。
- (2) 他部局に所属する研究者のグループの場合は、1時間につき4千8百円とする。
- (3) 他大学に所属する研究者のグループの場合は、1時間につき6千6百円とする。
- (4) 学外の研究者のグループの場合は、1時間につき1万1千円とする。

附 則

この申合せは、平成18年10月5日から実施する。

附 則

この申合せは、平成25年10月17日から実施する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から実施する。